

# 介護手当の支給申請

**在宅で、介護が必要な人**（介護保険の要介護度3・4・5）を介護している人に対して、その労をねぎらうため毎年7月1日と1月1日を基準日として、介護手当を支給しています。対象と思われる人には、7月1日（木）に通知を出しますので、手続きしてください。

支給に関するお問い合わせは、高齢者支援課までご連絡ください。

当する要介護者と6カ月間以上同居し、生計を同じくしている介護者

- ① 基準日の6カ月前から市内に在住（住民登録）している人
- ② 介護保険制度の要介護認定が、基準日前6カ月間継続して要介護3～5に該当していると認められた人や、それに相当する寝たきりや認知症の人
- ③ 入院、施設入所、短期入所等の日数が、基準日前6カ月の間に44日以下の人
- ④ 基準日前6カ月の間に特別障害者手当を受けていない人
- ⑤ 基準日前6カ月の間に生活保護を受けている介護者に介護されていない人

支給額	1回あたり 30,000円
	要介護4・5の認定を受けて、介護保険のサービスを利用していない人は 1回あたり 60,000円

\*平成22年度から支給額を改正しました。

問合せ  
高齢者支援課  
電話 0558-76-8011



申請窓口／高齢者支援課、市民サービス課（伊豆長岡庁舎）、菫山市民サービス課  
申請期間／7月2日（金）～30日（金）  
\*木曜日は午後7時まで  
持ち物／申請書（申請書の送付があった人）、印鑑、振込先の通帳（ゆうちょ銀行の場合は一部郵便局での手続きが必要）

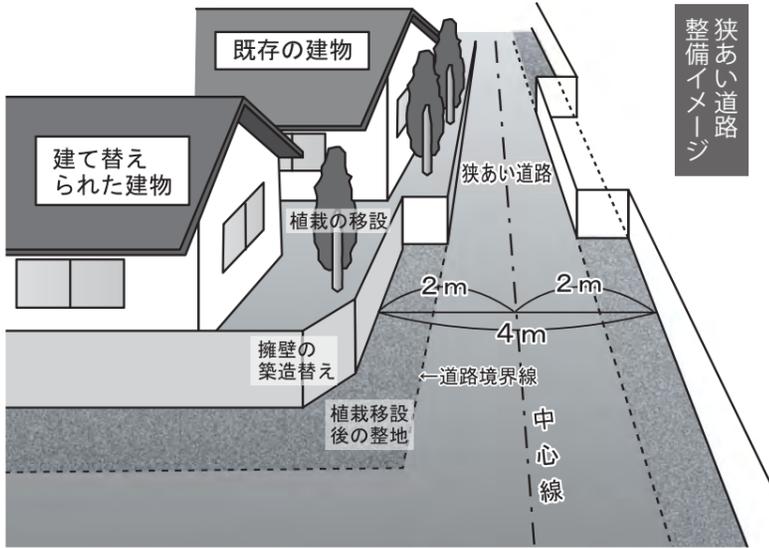
幅4m未満道路の拡幅費用を助成します

## 狭あい道路拡幅整備事業

**道路**は、人や車の通行はもちろん、風通しや日当たりも良くして快適な住環境をつくるために大切な役割を担っています。

しかし、市内にはまだ道幅の狭い道路（狭あい道路）が多く、次のような問題が発生しています。

- ・通行に不便
- ・救急車や消防車が通れない
- ・災害時、避難の妨げになる
- …などです。市では、狭あい道路を解消するため、今年度から「狭あい道路拡幅整備事業」を実施します。安全で快適なまちづくりは、皆さまのご協力からまいります。



狭あい道路整備イメージ

狭あい道路拡幅整備事業とは

道幅4m未満の道路を4mに拡幅し、拡幅した部分の土地を市に寄付していただくまでに負担した諸費用を助成する事業です。寄付していただいた土地は、市が道路として整備・管理します。

対象者

・道幅4m未満の道路に接する土地の所有者で、土地を道路として市に寄付していただける人

対象事業

- ・申請に要した事務手続き
- ・拡幅した土地の測量、分筆や所有権移転登記
- ・拡幅した土地に植栽その他の築造物がある場合は、その撤去や移転工事
- ・植栽その他の築造物撤去や移転後の土地の整地工事
- ・拡幅した土地に埋設管がある場合は、その敷設替え工事など

\*この事業は、土地を道路として寄付していただく人が事業主となり、対象事業を実施して支払った諸費用に対して助成を行うものです。助成の範囲は「伊豆の国市狭あい道路拡幅整備に関する要綱」に定められており、予算の範囲内で支給します。

申込み・問合せ 都市計画課  
電話 055 (948) 2909

## 不妊治療費助成

市では、不妊治療に関する費用の一部の助成を行っています。助成を希望する人は、健康づくり課までお問い合わせください。

なお、静岡県で助成を行っている「特定不妊治療助成制度」を申請していても、市の助成を申請することができます。

助成金額

不妊治療に要した費用の自己負担額の半額以内で年度内100,000円を限度として助成します。

申請

不妊治療を受けようとする年度中（4月1日から翌年の3月31日）に申請が必要です。

申請場所

健康づくり課（市役所大仁庁舎）

\*県の助成を受けるためには別に県への申請が必要です。

\*通算5年間助成（年度は連続する必要なし）、1年度1回の助成です。

\*継続して助成金交付を希望する場合も、年度ごとの申請が必要です。

助成対象者 次のすべてに該当する人

- ① 法律上婚姻している夫婦
- ② 夫婦の両方、または一方が不妊治療を開始する日において、1年以上本市に住民登録されている人
- ③ 初診日から実績報告書を提出までの間、引き続き本市に住民登録されている人
- ④ 夫婦のいずれもが健康保険に加入している人
- ⑤ 不妊治療に対する補助を静岡県特定不妊治療費助成制度を除いたその他の地方公共団体から受けていない人

対象となる治療

特定不妊治療・一般不妊治療（平成22年4月1日～平成23年3月31日に実施する治療に対する助成。ただし、年度をまたぐ分の治療は、翌年度の助成になります）

問合せ 健康づくり課 電話 0558-76-8012

赤ちゃんを望む二人を支えたい



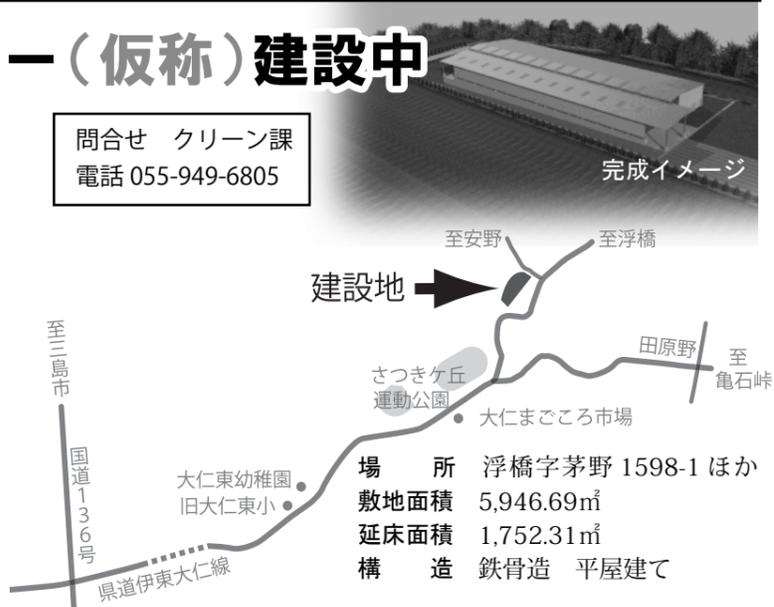
## 資源循環センター（仮称）建設中

「伊豆の国市民 循環型健康づくり」を推進するため、「伊豆の国市 安全、安心、健康のまちづくり行動計画」に基づき、資源循環センター（仮称）の建設工事が始まりました。完成は、9月末を予定しています。

この施設は、食品残渣、牛ふん、剪定枝を原料として、肥料製造を行うための施設です。

生ごみの減量、安全で安心な農作物を栽培するための肥料供給を確立させていくうえでの重要な施設となります。

問合せ クリーン課  
電話 055-949-6805



場所 浮橋字茅野 1598-1 ほか  
敷地面積 5,946.69㎡  
延床面積 1,752.31㎡  
構造 鉄骨造 平屋建て

完成イメージ